

所管部課	総務部 文書課	部長	矢吹 勇一	
件名	東大和市個人情報保護法施行細則について			
	区分	○	1 審議事項	2 報告事項
関係事項	条例	東大和市個人情報保護法施行条例		
	規則	東大和市保有個人情報管理規程		
	部課 機関	市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会		
<p>1. 要 旨</p> <p>個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）、個人情報の保護に関する法律施行令（以下「令」という。）及び東大和市個人情報保護法施行条例（以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとして制定する。</p> <p>(1) 主な内容</p> <p>①趣旨（第1条）</p> <p>②最高統括責任者等（第2条） 保有個人情報を適正に管理するため、保有個人情報最高統括責任者、保有個人情報統括管理者、保有個人情報責任者等の職を置く。（※東大和市保有個人情報管理規程から移行。）</p> <p>③管理規程（第3条） 保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置に関する事項については、管理規程を定める。</p> <p>④電磁的記録に記録された保有個人情報の開示方法(第11条) ビデオテープ、録音テープその他電磁的記録の開示方法を定める。</p> <p>⑤様式に関する規定（第4条から第28条まで(第11条を除く。)) 法、令及び条例に規定する手続に必要な様式を定める。</p> <p>⑥附則（東大和市個人情報保護条例施行規則の廃止）</p> <p>(2) 施行日 令和5年4月1日</p> <p>(3) 影響及び効果 個人情報保護制度を適切に実施することができる。</p>				
<p>2. 経 過（現時点に至るまでの経過）</p> <p>(1) 条例制定（令和4年12月）</p> <p>(2) 文書課において審査済み（令和5年2月）</p>				
3. 留意事項（問題点等）				
<p>4. 主管部処理案（検討結果等）</p> <p>庁議審議後、速やかに制定手続を進める。</p>				
5. 審議結果				

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。